

終章 調査結果のまとめと今後の課題

福田 竜一

1. 調査結果のまとめ

本研究で調査対象とした3県による広域地域組織等への支援施策や、各広域地域組織の活動状況等の現地調査によって、複数の集落が連携するなどして新たに設立された広域地域組織は農山村が抱える諸課題に取り組んでおり、住民からの理解と協力を得ながら、新たなコミュニティの形成過程にあることを改めて確認することができた。

新たな地域づくりの取組を実現した要因として、従来からも指摘されているように、本調査事例においても、①リーダー役と取組の実行を引き受けられる内部の人材の存在・確保できたこと、②県や市町などの行政やNPOといった外部からの様々な支援（資金的・人的）を得られたこと、③旧小学校区など地域としての「まとまり」が存在していたことをその主なものとしてあげることができた。

今回調査対象とした事例は、40年以上前に組織化を果たしていたケースから、数年前にようやく組織化し取組を開始したばかりというケースまで千差万別であり、その活動内容の「熟成度」も事例によってかなり異なっていた。しかしそれでも、各組織による取組自体は一定の成果を上げていた。例えば、住民の地域に対する再認識、コミュニティ・ビジネスによる生きがいの創出や所得の確保などがそれであり、その内容はおおむね高く評価できる。

ここでは、本研究による調査結果のまとめとして、はじめにおいて指摘した4つの主要論点、すなわち、第1に広域地域組織による地域農業への対応、第2にコミュニティ・ビジネスの取組、第3に人材確保の取組、第4に地方自治体による広域地域組織への支援について、それぞれ各調査事例の調査結果に基づいて論じておきたい。第終-1表は、本研究で調査対象とした広域地域組織について調査内容を総括したものである。

（1） 広域地域組織による地域農林業への対応

第1の論点は、広域地域組織が地域農林業とどのように連携・対応しているのかである。その場合、集落営農組織や地域の農業者グループ、中山間地域等直接支払制度の集落協定などといった地域農林業を組織的に支えている「枠組み」を成す組織や団体といった主体と広域地域組織がどのような関係性にあるかという点に主に着目してみた。

まず、本研究による事例分析の結果から、以下の3点を確認する。

①調査対象とした広域地域組織が営農組織等を自らの組織内部に組み入れるという意味での「内部化」をしていた事例はなかった。営農組織や農業者グループ等は、同じ地域の

広域地域組織の「外部」に存在する地域内組織という位置づけが主になされており、広域地域組織の活動計画や活動とは独立して自らの活動計画を策定して実践していた。

②このため、広域地域組織が自ら農林業関係の事業に取り組む場合には、農産物直売所、農家レストラン、農産加工品の開発・販売等といった、いわば地域農業の「コア」から「派生」した取組が中心となっていた。これらの派生した取組は地域農業の振興と同時にイベントなどの地域内あるいは都市農村交流など地域活性化に寄与していることは確かである。しかし同時に、地域農業を広域的に再編化するなど農業の構造改革へつなげる動きへと発展する見込みは乏しかった。

③中山間地域等直接支払交付金の集落協定組織や多面的機能支払交付金の地域組織は、広域地域組織の範域にあって、広域再編されている場合とそうでない場合の双方がみられた。広域的再編の決定は、水系や農地の位置などそれぞれ固有する「論理」によって進められており、必ずしも同じ範域になるとは限らない。その結果、広域地域組織と集落協定組織等は両者が密接に連携するというよりも、それぞれが独自に活動している面の方が強い。連携していたとしても、「情報交換」など部分的な連携にとどまっていた。

①と②については、広域地域組織と地域農林業との連携は行われているが、その内容を見るとどれも部分的な連携にとどまっていた。同じ地域で各組織が独立した意思決定に基づいて活動を実践しており、ややもすれば、同じ地域内でそれぞれの組織が「バラバラ」に活動を行っているとの印象も拭いきれなかった。

その理由には、まず自治体の「連合会」あるいは既存の住民組織とは別に、まったく新たに広域地域組織を設立するに際し、同じ地域にある既存の集落営農組織等との連携ないし、「取り込み」が極めて不十分だったこと、また新たに設立されたばかりの組織に対する「懐疑」(山都町大野地区)なども指摘されていた。あるいは飯田市のように地域農業の広域化(地区農業振興会議)が広域地域組織(地域自治組織)の設立に先立って行われたが、両者の役割と連携について「すり合わせ」が特に行われておらず、地区農業振興会議と地域自治組織とが一体的に活動をするという方向付けが明確にはなされていなかった。

このようなことから、特に自治体などが主導して新たに広域地域組織を設立させる場合には、既存の集落営農組織や担い手となる農業者の連携や取り込みについての協議も十分に行う必要性が指摘される。またすでに広域地域組織が設立されている場合は、自治体が両者の関係性を明確に位置付ける方針や支援を実施することが必要であろう。この点については、広域地域組織や営農組織等の自助的な努力も重要ではあるが、国や自治体などの関与も必要になると思われる。この点については、(4)で再び取り上げる。

③については、検討に先立って、まず中山間地域等直接支払交付金は第4期の初年度である2015年度における3県の実績値を確認しておくと、全国の協定面積が前年度比で▲4.9%であったのに対して、熊本県は▲4.3%、和歌山県は▲12.8%、長野県は▲7.1%と、和歌山と長野は全国の減少率を上回った。他方、全国の協定数は前年度比で▲8.7%であったのに対し、熊本県は▲3.6%、和歌山県は▲9.2%、長野県は▲8.6%であった。この他、和歌山県では第4期に入って体制整備単価から基礎単価へ移行する動きも確認された⁽¹⁾。

さて、本研究では中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払制度の実施状況等について県や市町、さらに現場の各広域地域組織等に対して、それぞれ聞き取り調査を行った。まず調査対象事例のうち、小・中学校区といった広域地域組織の範囲と中山間地域等直接支払の集落協定の範囲が揃えられていた長野県飯田市の上久堅地区と千代地区以外には無かった。広域地域組織と集落協定の範囲が揃っていない地域では、各集落協定の活動と広域地域組織の諸活動はそれぞれ独立して行われており、広域地域組織を新たに設立しても、各集落協定の活動は従来通り各集落の決定に委ねられているというのが実態であった。なお広域地域組織と集落協定の範囲が同じになっている飯田市の2事例のうち、特に千代地区ではまちづくり委員会という広域地域組織の下において、集落協定に基づく活動（鳥獣害保護ネットの設置等）が実践されていた。ただし、範囲が同じであれば直ちに連携関係が成立するというわけではなく、関係組織間に連携関係が意識的に構築されていなければ、たとえ範囲が同じでも両者が交わらないという事態になることも十分に考えられる。そのような意味では、各地域組織の範囲の統一化とは、各地域組織連携を促進する要因なのではなく、むしろ各組織間の連携関係の強化が進む過程において、各地域組織の範囲の整理や統一化の必要性が意識され、その結果、組織再編が進むのではないかとも思われた。

集落協定の広域化や連携が難しい理由については、各所で様々な見解が聞かれた。長野県では、山間地など集落間の往来すら困難である地域も少なくなく、そこで協定を広域化するメリットは少ないという見解も聞かれた。和歌山県では、特に果樹経営体の生産過程における個別経営体の作業完結度が高いため、生産過程における共同作業がそもそも馴染みにくく、集落による共同作業はため池の管理などに限定されているとのことであった。また熊本県山都町では、交付金の配分率が固定化されており、その変更を伴う広域的再編には、協定参加農家すべての同意が得られなければならないといった見解が聞かれた。

この他にも、集落活動に関する各集落の決まり事や慣習は、隣の集落と比べても異なる場合もあるため、これを一本化するのは容易ではないという見解も各地で多数聞かれた。さらに、集落内の共同作業は本来集落内で完結させるべき、あるいは個別集落単位で作業できている間は、特に協力もしないという「規範意識」も各地で顕著であった。

こうした慣習や慣行の重視や規範意識の高さから、現場では集落間連携に消極的になる可能性があるとの見解は農林水産政策研究所（2009，64 頁）でも指摘されており、集落間連携は農業集落の主体性を尊重し、できるところから連携をはからなければならないなどと結論している。本研究における事例調査の中でも、都市に住む他出子を集落作業への参加のため、当日呼び寄せるといった話が聞かれた（熊本県山都町島木自治振興会）。

中山間地域等直接支払制度に限らず、現行の多くの農山村政策は個別の集落の機能や役割を重視してきた。しかし支援施策が集落単位に偏重すれば、地域農業問題の集落間あるいは広域的対応には却って不都合を生じさせているというおそれも指摘できる。他方で集落間連携や広域化を進めようとしても、それが現場の活動実態にそぐわないため、実施されても形式的な広域化にとどまってしまう。つまり実質的に諸活動の一体性が実現されていなければ、当然だが、集落間連携や広域化のメリットは十分には発揮できないおそれが

高い。

集落協定の広域化は集落活動の継続性を確保する上で重要だが、広域地域組織が設立された地区においても、集落協定組織と広域地域組織との連携は不十分であるなど課題点が少なくない。この点に関しては、さらに調査研究を重ねる必要がある。

(2) コミュニティ・ビジネスの取組

第2の論点は、広域地域組織によるコミュニティ・ビジネスの取組状況である。まず調査結果から、以下の3点を確認する。

①農産加工、福祉、コミュニティ・カフェ（サロン）、都市交流イベントなどの取組からコミュニティ・ビジネス化を試みた事例はいくつかあり、それらの取組は自治体や国による補助金や交付金の支援が得られたことによって実現していた。こうした点からコミュニティ・ビジネスの導入には、政策による効果として一定の評価ができる。

②補助金や交付金が終了した後のコミュニティ・ビジネスの継続性については不透明であり、ビジネスの継続のために、次の補助事業や支援先を探すことが重要な課題になっている場合もいくつかみられる。コミュニティ・ビジネスの取組が自立し、補助金や交付金等を得られなくても継続可能であると明言できる事例は少なかった。

③広域地域組織という組織の性格は、自治組織と経済的組織という「二面性」があることが指摘されている。本研究で対象とした広域地域組織の事例では、多くの場合、新たな自治組織あるいは公共的あるいは公益的な活動を担う地域組織としての側面が、地域住民全体あるいは広域地域組織の活動参加者等の関係者において強く意識されていたが、片や経済的組織としての位置づけについての意識は概して弱かった。

コミュニティ・ビジネスの取組には、地方自治体や国などによる資金的な支援が重要な役割を果たしており、その効果もおおむね高いことを改めて確認できたが、同時に課題もある。すなわち第1に、外部からの支援期間の長短や支援金額の多寡といったことであり、第2に、それと関連して、外部支援によって開始したコミュニティ・ビジネスの取組が中長期的に補助金や交付金等に依存しない自立した取組へと転換・発展しうるかという問題である。これらは以前からたびたび指摘されてきたことでもあるが、コミュニティ・ビジネスの取組を、地域を持続させることのできる所得や雇用を創出するビジネスへと育成することは必ずしも容易ではない。その理由の1つとして、広域地域組織の脆弱性から、ビジネスに必ず伴う経済的リスクを広域地域組織がとることがかなり困難である点は、以前からも指摘されており（農林水産政策研究所，2015，第4章）、今回の調査結果でもそのような点が確認された。

さらに今回の調査結果から、もし仮に収益性の高いビジネスを実践できる機会が広域地域組織によって創出可能だとしても、場合によっては、広域地域組織がそれに取り組むことに躊躇せざるを得ないとの理由も見出された。例えば、和歌山県日高川町寒川地区の「そうがわ茶屋」の取組では、参加者の負担にならない範囲内で取組を行うため、茶屋の営業

第3章 調査対象とした各広域地域組織の概要

		熊本県		和歌山県		長野県	
		山形町 自治振興区	菊池市 水原地区(NPO法人をもち水源村)	田辺市 三川地区	日高川町 美川地区	紀勢町 上柳野地区	飯田市 千代地区
人口(人)		477	950	356	388	508	3,102
高齢化率(%)		30.2	39.0	-	54.1	45.1	33.0
集落(区)数 (地域)		8 (小学校区を基本)	9 (明治合併村)	13 (明治合併村)	15 (明治合併村)	9 (明治合併村)	7 (源政村の一部) 12 (明治合併村)
総世帯数		190	328	245	178	45.1	1,001
農業地成産型		中間、山間農業地域	山間農業地域	山間農業地域	山間農業地域	中間農業地域	山間農業地域
農業者数(戸)		105.2	266	56	59	119	257
耕地面積(ha)		201	444	16	40	157	162
水田率(%)		48.6	44.1	31.3	32.5	9.6	41.4
組織の形成		市町村主導 (注：住民発意・主導)	住民発意・民間支援	県主導	住民発意・主導 (※県・町の支援あり)	市民自主主導	市町村主導 (※住民発意・主導あり)
設立の経緯		2005年の山形町成立と同時に行政機構再生を目的として町内各地区に設立された。	高校となった中学校大造校舎の保存と施設再生を目的として2004年にNPO法人を新設して設立	2011年に県の道後旅客支援総合対策事業の導入を契機として「寄合会」を開催	2009年に県の道後旅客支援総合対策事業の導入を契機として「寄合会」を開催	2008年に県事業による寄り合いワークショップの開催	2007年に「飯田市自治基本条例」が施行され、市内の全20地区に地域自治組織をそれぞれ設立
組織体制		協会、役員会に部会、委員会となる	NPO会員は正会員、協力会員(地区在住者など)、賛助会員、一般住民が自発的に活動を行う部会(野菜、加工、エコ等)を設置	寄合会を中心に各地域組織、プロジェクトチームなどが連なる	寄合会と生活・産業の各種委員会として、町、森林組合、公社、協会は関係機関との連携により、女子グループなどが連なる	住民組織(協議会)、農林支店、農村センター、公民館、民生委員、消防団、少年少女育成会、子育て支援センター、職業訓練所、福祉サービスセンター、公民館、公民館で構成	地域自治組織には「地域協議会」「自治振興センター」「まちづくり委員会」を設置。まちづくり委員長は執行役員と各委員会、公民館員は執行役員と各委員会、公民館員で構成
主な活動状況		稲田・茶園オーナー制度、竹資源の活用、伝統大豆プロダクト、米の直販、薪・炭づくり	耕作放棄地を活用した肥後大豆やエゴマの栽培、酒米出荷、農業体験	農地再生、農産物加工品の開発	しいたけの水揚げ調整、鳥獣害対策(モモンカドッグの導入)	柿の加工品の開発	まちづくり委員会内の産業委員会から地区農業振興会議、中山間地域等直接支払事業推進会議へ役員転任、遊休農地対策
人材確保		食文化祭、食育講座、運動・GSと生涯学習の運営、食リレーランニングスルム事業	食文化祭、校舎の指定管理事業、グリーンツーリズム事業	農業者の買付支援	コミュニティ・サロン(茶屋)の開発と運営、ホテル祭り、都市交流事業	農家コラボカフェ、地区全体を対象とする「夏祭り」の主催	保留地、高齢者施設の調査、農家の自然環境や景観を活かした観光づくり
外部組織等による支援		自治振興課補助金、自治振興課補助金、地域の人的支援	旧中學校校舎の管理委託(指定管理者)	都市部住民との交流、集落支援員の導入	地元おこし協力隊員の導入	インターン大学生の受け入れ、地域おこし協力隊の導入、PR動画の作成	UTターン促進、和歌山市との共同事業、地域おこし協力隊の受入、まちづくり委員会の担い手育成
国・都道府県からの財政的支援		くまもと里山プロジェクト、地域づくり参事チャレンジ推進事業	くまもと里山プロジェクト、地域づくり参事チャレンジ推進事業	コミュニケーション強化支援事業(250万円、市1/3補助)	過疎傾斜支援総合対策(2,202万円、総額)、コミュニケーション強化支援事業(250万円、県1/3補助)	過疎傾斜支援総合対策(2,202万円、総額)	パワーアップ交付金(2014年度271万円)、ふたみ振興投資事業(2015年度27万円)自治振興センター
民間・NPO・大学・民間等		総務省「遠隔地域自立再生緊急対応事業」、農水省「都市農村共生・対話統合政策実行型」など	(他)国立青少年教育振興機構の「子どもめきめき」など	過疎傾斜支援総合対策(2,202万円、総額)	過疎傾斜支援総合対策(2,202万円、総額)	農水省「農村暮らし活性化支援事業」(650万円、初年度)	パワーアップ交付金(2014年度271万円)、ふたみ振興投資事業(2015年度27万円)自治振興センター

資料：調査結果を基に筆者作成。総農家戸数，耕地面積，水田率はいずれも2010年農業センサス(農山村地域調査)。

注. 山都町地域自治区の地域概況の数値は、調査対象 5 自治振興区の平均値。なお高齢化率は 75 歳以上割合、集落数は公民館分館数とした。

日は開始当初から月 1 回としている。そもそもこの取組自体が収益を得ることを本来の目的とはしないボランティア的な要素の強い運営である。そこでもし収益面を重視するため、仮に参加者に活動へのさらなる参加を求めれば、参加ができなくなる人が増えていき、現状の取組を支えている仕組みが崩壊して、取組が継続できなくなるおそれさえあるとの指摘もあった。

こうした事態は、そもそもコミュニティ・ビジネスの取組が、それに参加する住民にとって、所得を生む機会だけでなく、むしろ「生きがい」が得られるような取組にもなっているためである。そこで、そうした「生きがい」としての取組を追求することと、地域に所得や雇用を生み出すという目的とが整合的であるかどうかを、コミュニティ・ビジネスの取組では問題にしなければならないといえる。

調査対象の事例では、両者の同時追求は決定的な破綻をきたしているとはまでは考えられなかった。つまり、それが生きがいにもなっているし、金額がわずかであっても所得の稼得機会としても捉えられていた（田辺市三川地区の農産物直売など）からである。しかし、今回の調査事例において、コミュニティ・ビジネスとしての取組の成功が、当該地域の持続性に直結しているとまでは考えにくかった。

以上、コミュニティ・ビジネスにおける地域貢献や生きがいなどといった公益性、それはいわば、より充実した日常を送りたいという人間の本源的な欲求の追求の体現化であり、それこそがコミュニティ・ビジネスの本質をなす要素の 1 つということが確認された。同時に、地域の持続性に一定の貢献を果たすビジネスとしての持続性＝収益性、所得や雇用の確保との両立を高い次元で図ることが、広域地域組織によるコミュニティ・ビジネスの大きな課題の 1 つになっていることも明らかとなった。

もう 1 点、コミュニティ・ビジネスを実践する主体としての広域地域組織の二面性という性質は、実は必ずしも地域内で十分に理解・認知されていない可能性が高いことを指摘しておきたい。広域地域組織は自治会などの非営利組織の延長線上で理解されることが少なくない。しかしその場合、そうした非営利組織がコミュニティ・ビジネスの取組で利益を追求することは、「本末転倒」だと捉えられかねず、地域からの理解を得られなくなるおそれがある。この点は、広域地域組織の二面性という組織の性格の「あいまいさ」もあって、そこが十分に整理しきれていないため、広域地域組織の矛盾として捉えられやすくなることを意味する。

調査対象とした広域地域組織の事例では、和歌山県紀美野町の上神野地区のように、広域地域組織が一部有志らによって運営されている段階において、何らかの事業に取り組んで収益を上げていけば、そのような広域地域組織は普通の「会社」とみなされかねず、広域地域組織が地域の自治組織と認められる可能性が低下するおそれはある。したがって、特に組織基盤がぜい弱な広域地域組織にとって、一定の収益をあげる事業に取り組むことが可能だとしても、そこまでは踏み込まないという選択を敢えて選ぶ余地はあるし、実際、上神野地区の広域地域組織の代表者らはそのように考えていた。

(3) 人材確保の取組

第3の論点は、広域地域組織の諸活動を担う人材の確保の取組である。人材確保については、外部と内部の2種類の人材確保という問題があった。まず調査結果から、外部人材の確保について以下の3点を確認する。

①外部人材確保の取組は、中長期的な地域の維持発展を活動の目標とする広域地域組織にとって、最も重要かつ難しい取組となっていた。調査対象とした広域地域組織において、活動目的に地域外からの移住・定住者の確保を掲げているところは少なくないが、実際の活動にも取り組んでいる事例は少なく、多くの場合は、先送りにせざるを得ない状況にあった。この点で「スピード感」が求められている広域地域組織の人材確保の取組としては問題である。

②そのような点から、人材確保の取組は政策的支援の重点が最も置かれるべき分野の1つであるが、同時に広域地域組織単独では実行が困難な取組であり、自治体などの様々な支援が必要である。その中で、地域おこし協力隊員や集落支援員の導入は、広域地域組織での有力な外部人材の確保の手段の1つになっており、広域地域組織において外部人材の導入の手段として行政からの支援の意義が大きいことを確認できた。

③地域おこし協力隊員や集落支援員などの行政支援も事業である以上、やはり期間や期限を伴う。そのため、事業終了後における彼らの地域への定着が大きな課題であり、そこでは広域地域組織による対応が非常に重要である。そのような観点からは、広域地域組織の運営等への外部人材の積極的な関与や参加が重要だと思われるが、調査対象事例において、彼らが積極的に広域地域組織の活動に関与した事例は少なく、外部人材の定着に向けた広域地域組織における外部人材の活用方法には改善の余地があった。

序章では広域地域組織の特徴の1つとして、広域地域組織の設立によって各集落が単独で取り組むことが困難な課題にも対応可能であるという、集落と広域地域組織の補完性の発揮を指摘した。しかし調査対象とした広域地域組織では、飯田市の千代地区と熊本県菊池市のきらり水源村を除いては、広域地域組織が移住・定住者の呼び込みなどの外部人材の確保の取組に主体的に取り組んでいる事例は皆無であった。

主に同じ地域に長く住み続けてきた住民で構成されている広域地域組織では、外部からの移住・定住者の確保に主体的に取り組むことは困難であり、外部人材の確保は広域地域組織と集落との補完性が発揮されにくい分野だと思われる。そうした点からみても、地域おこし協力隊員や集落支援員制度などのような外部人材の確保に対する行政の支援は非常に重要だといえる。

農山村地域がその外部の人々に対して開放された存在であることは、現実的問題として、必ずしも容易な事ではないだろう。そこで、外部人材確保の取組を行う上では、地域外に住んだ経験のあるUターン者やIターン者、地域内にとどまったが、地域外の企業等で就業した経験を持つ定年退職者などは、地域内にありながら地域外部にも広く通じた人材であり、彼らは新たな外部人材確保の取組におけるキーパーソンになりうる。調査事例対象

でいえば、飯田市千代地区では、元々Iターン者やUターン者が中心となって各集落で取り組まれてきた移住者の受け入れ対策を、地区全体に広げ、受け入れの手法等もすべて合わせるなど、広域地域組織の効果やメリットを十分に活かしている。また、熊本県のきらり水源村では新規就農者支援整備事業を開始しているが、この事例でも地域の外部にいるNPOのスタッフの役割が重要であった。千代地区やきらり水源村のような外部人材の確保に関する取組に到達することができた理由には、広域地域組織の内部においてそのような外部人材が確保されており、なおかつ、彼らが広域地域組織の運営の一端を担う立場にあったことが指摘される。

いずれにしても、外部人材の確保については、他の取組の実績の積み重ねなどといった広域地域組織としての「深化」もある程度進んでいなければ、取組を主体的に実践することは難しい。とりわけ設立から日の浅い広域地域組織では、なによりもまず内部組織の「結束」を重視せざるを得ないからである。他方で、そうした広域地域組織としての「深化」を待つだけの時間的余裕も限られている地域も決して少なくない。よって多くの広域地域組織では、政策的支援による外部人材の導入が必要不可欠になっているといわざるを得ないし、さらに外部人材が地域に「定着」するためには、彼らを広域地域組織の活動の核心に近づけ、担い手として育成することが求められている。

このように高いレベルで両立されなければならない困難な課題が多いという点で、外部人材確保の取組は、広域地域組織にとって最も困難かつ重要な取組の1つとなっているのである。

次に、内部人材の確保や育成については、複数の集落が連携することによる地域組織の広域化が、人材の確保に有利に作用していることを現地調査によっておおむね確認できた。しかし後継者となる次世代の人材確保・育成という点においては、いずれも広域化だけでは十分とはいえなかった。1つには広域地域組織の活動に参加しているメンバーが固定化していること、特に若者が広域地域組織の意思決定に参加できていないことが内部人材の確保を困難にしている主な原因であった。この点についても、むやみに活動参加者を増やせば良いという単純な問題ではなく、広域地域組織の理念や活動内容が確固としたものとして、その存在意義が広く住民に認知された上で、自発的な参加者の増加を期待するという迂遠なスタンスにならざるを得ない。そのため状況が劇的に改善する見込みは乏しいといわざるを得ないが、熊本県山都町大野地区のイベント（食の文化祭）開催や和歌山県紀美野町上神野地区のコミュニティカフェ（農家カフェ）の開催などは、住民全体を対象にして、広域地域組織の存在意義の理解を深め、今後の参加者の獲得に寄与しうると考えられる内容であった。これらのイベントについても国などの補助金を利用しており、政策的な支援による効果を認めることができた。

イベント等の開催以外でも、広域地域組織の存在意義を理解してもらう手段として、アンケートや実態調査等に基づき、地域の将来像を具体的かつ客観的に住民に示すことなどがある。いずれにしても、広域地域組織の活動の重要性や必要性を知らしめていく地道な活動が必要である。こうした点については、住民ワークショップ開催に対する政策的な支

援がやはり効果をもたらしており、本研究の調査対象地の一部でもその意義を確認することができた（熊本県山都町、和歌山県紀美野町など）。

（４） 地方自治体による広域地域組織への支援

第４の論点は、地方自治体による広域地域組織への支援である。すでに述べたように広域地域組織に対する様々な政策的支援は、一定の効果をもたらしており、その意義を評価することができた。しかし同時に、その効果をさらに高めるために必要な課題なども明らかになった。まず調査結果から、以下の点を確認する。第終―２表は本研究で取りあげた各県における広域地域組織等への支援事業をまとめたものである。

①本研究が対象とした事例では、主に県が主導して広域地域組織の育成や支援に取り組んだ事例（和歌山県）と、山都町や飯田市のように市町村合併を契機として、管内全体に新たに広域地域組織を地区ごとに設立させ、市町がその活動を資金的・人的に支えると共に、活動の活発な一部の広域地域組織では、県あるいは国の事業を活用するパターンがあった。

②地域づくりに関する事業の県の所管と担当課をみると、地域づくり関係施策を関係部局間で束ね、総合化する部署や、過疎や高齢化が進む地域対策を主に担当する部署が所管している場合と、農林水産部のうち農村振興や農村整備を所管する部署が所管している場合とがあり、調査した３県ではいずれもそのような地域づくりに関してはそのような「２元体制」に事実上なっていた。両者は情報交換などの連携体制をとりつつも、各々独自に事業を実施しており、熊本県や長野県の場合は、地域支援に関する多様な支援事業メニューが設定されており、各事業実施主体の活動水準や活動内容に合わせて、それら事業を使い分けるような運用も可能となっていた。

③各事業の実施期間をみると、和歌山県の「過疎集落再生」と長野県の「地域発元気づくり」は３年間（後者は最大３年間）で、他は１年間となっていた。なお事業期間が１年間の場合、同じ主体が異なるテーマで事業を複数または連続して申請することを認めている場合（熊本県の里モンなど）もあった。

④事業の規模は大小さまざまであるが、現場にとって比較的使い勝手が良いという特徴がある点で共通性を確認できる。また県の事業の場合、実施対象としてモデル地区を複数定めて実施するケースが多いが、熊本県の里モンのようにモデル的な地区は特に設けずに、多くの地域が比較的容易に事業に応募して採択するというパターンもあった。

①については、そもそも広域地域組織とはどのように成立するのかという問いにもかかわってくる点である。事例対象とした山都町や飯田市の場合、元々自発的取組として集落間連携や広域地域組織の形成が行われていた地区を含め、各市町の全域を対象として広域地域組織の形成を一様に推し進めていた。それらは小学校区や、旧藩政村、旧明治合併村など地域の社会的なまとまりが形成されてきたという根拠に基づいて範域が設定されており、それを利用して、広域地域組織の制度化を目指した。

第終－２表 調査対象各県による広域地域組織等への支援事業の概要

	熊本県	和歌山県	長野県				
本研究資料で取り上げられた主な事業名（カッコ内は実施期間）	地域づくり夢チャレンジ推進事業（2011年度～）	くまもと県民プロジェクト（2013年度～）	過疎集落再生・活性化支援事業（2010年度～）	水土里のむら機能再生創出支援事業（2005年度～）	地域築元気づくり支援金事業（2002年度～）	集落“再熱”実施モデル地区支援事業（2013年度～）	農村活力創出支援事業（2013年度～）
所管・担当課	企画振興部地域・文化振興局地域振興課	農林水産部農村振興局むらづくり課	企画部地域振興局過疎対策課	農林水産部農林水産政策局農業農村整備課	企画振興部地域振興課		農政部農村振興課
事業区分	ソフト・ハード	ソフト・ハード	ソフト・ハード	ソフト	ソフト・ハード	ソフト・ハード	ソフト
事業開始の経緯など	熊本市の政令指定都市化の決定を機に策定した「政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像」（ビジョン）において、地域振興の重点化の施策化の1つとして開始	県知事が提唱した土木事業に依存しない「みどりの公共事業」の概念の理念の浸透を図るとともに、県民運動として普及・発展させるため新たな事業として開始	国の過疎対策が市町村単位のため、市町村より小さい単位で、ハード・ソフトを組み合わせ合わせた過疎対策を県独自の事業として実施	市町村等と連携を図りながら、集落機能の再生に向けた推進運動を展開し、同時に地域への未来を示すビジョンづくりを進める必要があるとの認識に基づき実施	県単の11事業を1つに統合し、2002年度から総合事業として開始。その後、事業形態は変遷し、2007年度からは、ほぼ現在の事業の形態となった	長野県総合5か年計画（しあわせ信州創造プラン、2013～2017年度）の基本方針のうち「豊かさが実感できる暮らしの実現」に基づき取組みとして開始	農村住民が主体となった活性化を支援する取組みとして開始（2011年の長野県北部地震被災地域における活性化対策を含む「農村活性化支援事業」として開始）
事業目的	地域住民や市町村による、地域の資源や個性を最大限に活かした自主的な取組を後押しし、「活力溢れる元気なぐま」と「ぐま」を推進する	農家や住民主体の自主的な活動による持続可能な農村、元気な農村の実現する	住民生活の一体性を重視した「過疎生活圏」（5～10集落、人口500人前後）という新たな概念で日常生活機能の確保や地域活性化を総合的に図ることを目指す	新たな地域共同力をつくり出すことが必要であり、地域住民自ら「地域を知り、考え、行動する」ためのワークショップを通じて機運づくり、地域の未来を示すビジョンづくりを支援する	「自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む」地域の元気を生み出すモデル的発展性のある事業」に対して支援金を交付する	市町村と住民が一体となった、自分たちの暮らしと地域の存続のための取組に対して支援を行い、その成果を検証して発信することにより、各地域への広がりを目指す	中山間地域において、住民が主体性を持って取り組む、都市住民との交流促進活動や新たな農業ビジネス等、農村コミュニティ活動の創出・定着・拡大を図るための取組みを支援する
事業内容や補助率など	補助率は分野と取組み内容によって2/3または1/2以内。「総合戦略」に位置づけられる新規ソフト事業は3/4	1テーマ50万円（最大2テーマ1百万円まで申請可能）	補助限度額は生活圏当たり100万円。補助率は市町村が1/2、民間が定額	ワークショップ開催等に必要な支出は「ふるさと基金」を利用。ワークショップ開催後の取組みには既存事業等を活用	補助率はソフト事業が3/4、ハード事業が1/2（公共的団体は2/3）。補助下限額30万円	ソフト事業を対象。上限100万円（補助率10/10以内）	ソフト事業を対象。定額補助
事業期間	1年	1年	3年	1年	最長3年まで	1年	1年
予算規模	228百万円（2015年度）	約250百万円（2015年度から3年間の合計額、0.5百万円×500事例）	500百万円（2010～15年度の5年間の合計額）	5,000千円（2015年度予算額）	850百万円（2014年度）	2,400万円（1地区あたり300万円×8地区）	2,210千円（2015年度）
事業実施主体	地域組織、市町村（企業が主体になれる事業もある）	地域組織、市町村等	市町村、住民団体、NPO等（原則として中学校区を範域とする）	原則として小学校区を範域とする地域組織等	市町村、広域連合、一部事務組合、公共的団体などで、公共的団体はNPO、自治会など	市町村	市町村と集落組織等
実績	2011～14年の4年間で事業採択件数は264件	2013年度からの3年間で合計723件の申請があり、うち500件以上の案件を事業として採択	2015年度までに県事業で過疎生活圏を1市9町、15生活圏で実施。総務省事業では3市10町1村、16生活圏で実施	2014年度までに56地区でワークショップを実施	応募数817件、うち採択数614件（2014年度）	2014年度までにモデル8地区	12地区（2015年度の目標値）

資料：各県作成資料等に基づき筆者作成。

これらの取組は合併で広域化した市町において、各地域内に行政サービスを今後どのように供給していくのかという問題と密接にかかわっている。あるいは、広域化によって同じ市町内にもかかわらず、生活条件などが大きく異なるため、大型化した市町が各地域に適合したきめ細やかなサービスを提供することがもはや困難になっており、市町内におけるさらなる「分権化」がもとめられていることなどもその背景にあらう。さらにいえば、そうしたきめ細やか行政サービスを供給するために、新たな住民と行政の協働関係の構築を住民主導の広域地域組織の形成を通じて求めているという面もあった。

これに対して、県が主導して地域再生の取組を行っている和歌山県では、過疎生活圏と呼ばれる新たな広域的な地域単位が各地に形成されており、一定の成果を収めている。こうした県主導の取組は他にも、山口県の「手づくり自治区」や京都府の「共に育む「命の里」事業」などにもみられる（農林水産政策研究所，2015，第4章）。

和歌山県では、総務省の事業（過疎集落等自立再生対策事業）も利用して、過疎生活圏づくりを推進している。和歌山県内の市町村でみると、紀美野町は積極的に広域地域組織づくりに取り組んでおり、山都町や飯田市のような全市町域的な組織化ではないものの、県や国の事業をいくつか導入して各地に地域づくりの芽が生じていた。広域地域組織の形成において、県と市町村がより一体となって取り組めば大きな成果が得られる可能性を示唆する事例だといえよう。

②については、本研究で取り上げた3県ではいずれも、主に県庁組織内部における2つの「系統」、すなわち農林水産部局の農村関係課が所管する「農林系統」と、総合企画あるいは地域振興の関係課が所管する「企画・総合系統」において、それぞれが広域地域組織の形成を含む地域づくり対策を推進している。そこで、両者の特徴等を大まかにまとめるとすれば、以下のようなになる（第3表）。

第1に「農林系統」の部局による地域づくり支援対策は、必然的にその政策対象地域が農山村や中山間地域等に限定されやすくなる。他方で、農林系統の事業が支援対象としている地域組織は、自治会など既存の非農業組織よりも、ほぼゼロの状態から新たな（広域）地域組織を立ち上げるか、あるいは、既存する集落営農組織や中山間地域等直接支払制度の集落協定組織や多面的機能支払制度の地域協定組織等である場合が多い。

第2に「企画・総合系統」の部局が行っている地域づくり支援対策は、基本的にその政策対象地域が限定されにくい。和歌山県のように過疎地域に限定される場合（過疎振興法の対象市町村）もあり、一概にはいえない。他方、支援対象となる地域組織は、あまり限定されることはなく、既存の自治会とその連合体や先にあげたような農業関係の地域組織などでも幅広くその対象になりうる。

農山村地域においては、生産と生活とが密接不可分な関係にあり、これまでの農政においても両者を一体的に捉えてきたという経緯はある。しかしそれでも、福祉分野などの専門担当課がある分野について、農林系統ですべてを対応することは困難である。これに対して、総合企画や地域振興といった「企画・総合系統」による地域づくり支援も、農業、

福祉，文化，教育等といった各専門分野については，各担当部課との協力や連携体制の構築が不可欠となっている。こうした行政組織における地域づくり支援体制の課題については，のちに改めて触れたい。

第終－３表 行政組織の「系統別」にみた地域づくり支援事業のまとめ

	「農林系統」	「企画・総合系統」
主な担当部課	農林水産部の農村計画課や農村振興課など	総合企画部や地域振興部など
支援の対象としている地域や範囲	主に農山漁村や中山間地域など	特には無いが，場合によっては設定される(例: 過疎地域自立促進特別措置法における「過疎市町村」等)
支援対象となる主な組織や団体(市町村は除く)	新たに設立された広域地域組織，または集落営農組織や中山間地域等直接支払制度の集落協定組織	行政区や自治会などの既存の住民自治組織や新たに設立された広域地域組織など
地域づくり支援事業にみられる諸特徴	農林水産部内では農村計画課や農村振興課等が主に担当課。農業生産振興などを通じて，農山村活性化，農業所得の増大や雇用の創出を目指し，地域の持続性維持を高めることを目指すことを主眼とする	担当部局が受け持つ事業に加えて，福祉，教育，農業を含む各種産業といった他部局が持つ事業の集約化をはかり，現場の地域組織等の多様なニーズに合わせて利用できるよう，総合化された事業が中心
主な利点	農業・農村振興の一環として，農業振興や農村振興を中心とする一元的な対応が可能	他部局の取組みを束ねて地域づくり事業として総合化が可能
主な課題	他部局の取組みや事業を農林系統が主体となって集約化するのは困難。他部局とは情報共有化などによる協力と連携での対応が主となる	総合性を発揮する体制を構築するには，各部局との間で多大な連絡調整業務が発生し，行政コストの増大が不可避になる

資料：各県への聞き取り調査結果等に基づき筆者作成。

③については，県の事業実施期間＝支援期間だけでみれば１～３年程度と，広域地域組織の持続的な発展を支援するための事業としてみれば，決して長い期間とまではいえない。しかし地域の自立化を促すという目的からは，あまりに長期間に渡って同じような支援を継続することが望ましいとも考えにくい。実際の事業終了後の現場の対応状況としては，補助金に頼らずに独自にイベント等を継続している事例もあったが，取組継続のため，新たに別の事業に応募する場合もある。そうした点を配慮して，熊本県や長野県では，地域づくりのステップアップに応じた資金を用意する工夫もされている。

他方，単に事業の実施期間の長短だけでなく，県は自らが支援した住民らの地域組織にどこまで関与していくつもりなのか，あるいは行政と広域地域組織とは今後どのような連携関係をどのように構築していくつもりなのか，そうした行政の支援に関する中長期的ビジョンを具体的に示すまでにはどの県も至っておらず，その点は今後の課題とすべき点であると思われる^②。また仮にそのようなビジョンを県が策定する場合には，当然だが各市町村の意向が極めて重要であり，県と市町村との間で十分な協議が必要であることは明らかである。さらにもう１点，行政と広域地域組織等の住民組織との連携関係を構想するには，そもそも地域の自立とは何か，あるいは，地域はどこまでを自らがすべきであるのか，といった点についての合意や共通認識の形成とその深化に向けた議論を行う必要があるだろう。

④については、熊本県の「里モン」のように少額であるが応募や補助金の使途などに条件や制約をできるかぎり設定しないことによって、多様な主体が事業を利用できるよう工夫されており、さらに採択された事例の中から、いくつかの事例が「芽吹いて」、これを「夢チャレ」で育成していく方針を掲げている。県民による直接選挙で付託を受けた県知事の強いリーダーシップによるトップダウンでなければ、里モンの実施は非常に困難であったであろう。これに対して、一部のモデル地区を対象とした従前からあるパターンでは、指定地域の選定や支援の内容の充実度如何などによって、モデル地区での取組が成功する確率をある程度高くすることは可能だと思われる。

他方で、モデル地区の取組が他地域に横展開する可能性については、和歌山県の過疎生活圏ではある程度の広がりをもって進められており、注目に値する。和歌山県の場合、過疎生活圏の事業対象地は過疎地域に限られるが、それを補完するような形で、水土里のむら機能再生創出支援事業が実施されているなど、県主導による広域地域組織の支援として評価できる。

以上の検討において、県による支援のパターンには一長一短もあり、どれが優れているとは一概には結論できない。いずれにしても、地域づくりの取組が農山村地域において横展開、あるいは地域に面的に広がる、いわゆる「横展開」が進むように仕向ける必要は認められる。しかし、それを支援するための予算や人材等の不足問題からいっても、県単独での支援であればその限界に直面することは避けられない。そのため、市町村やNPOや農協といったより現場に近い支援可能な組織や団体等との連携関係の構築が構想される必要がある。さらに国においては、そうした府県と市町村や中間支援組織との連携した取組をさらに後方から支援するための事業等の拡充が求められる。実際、和歌山県の事例では、県の事業だけでなく、総務省の事業も多く導入できたこと、そして市町村の参画も求めていることは、同県内での取組の面的な拡大要因として、重要であった。

2. 広域地域組織の「総合性」と今後の課題

(1) 広域地域組織の「総合性」発揮に向けた諸課題

広域地域組織による地域の持続的発展に向けたその要諦の1つとして、広域地域組織の「総合性」が、新たな結合や農山村イノベーションを地域内部で創発させ、地域に新たな価値をもたらしていることがあげられる。

そうした「総合性」は、複数の取組や事業を広域地域組織のマネジメントの下で「複合的」あるいは「有機的」に関連させて実践することを指している。にもかかわらず、調査対象とした多くの現場においても、政策的支援のあり方を論じる立場からも、そのような「総合性」を重視した議論や検討はほとんどなされていない。そこで、ここでは広域地域組織の「総合性」の発揮に議論の焦点を絞って、広域地域組織の可能性と課題に迫ってみ

たい。

1) 地域農業と住民自治における論理等の「不整合」

本研究で取り上げた広域地域組織の多くは、自治会等の住民組織や地区の連合として成立していた。それらは、例えば小学校区や藩政村といった地理的・歴史的に纏め上げられた自治の論理にしたがって組織化されていることが多かった。他方、それらは、農業関係の地域組織が纏め上げられている論理や慣習、すなわち農地や水利の利用調整、農道や水路の管理について地理的な特性や長い間に培われた慣習、あるいは、とくに水田営農において生じる共同性から生じる論理や慣習とは必ずしも一致するものではなかった。また範域として一致していても、農業の場合、農業者という特定のメンバーで構成された集団（アソシエーション）として理解されており、それは全住民が参加する住民自治組織（コミュニティ）とは異なると考えている傾向がうかがえた。

そのため、広域地域組織がその「総合性」を確保し発揮するための1つの克服すべき課題とは、そうした同一地域内における地域農業と住民自治の論理や慣習の違いといったものをいかにして総合化することができるのかということである。

2) 広域地域組織における「先送り原則」の問題

そうした総合性を発揮できるような活動や事業などに広域地域組織が取り組むことが難しい理由の1つとしては、農業の問題に限らず、他の様々な地域内の問題についても、より困難で複雑な調整が必要な課題の解決や解消に固執すれば、広域地域組織自体が崩壊しかねないリスクがあることを指摘できる。

特に組織立ち上げから年月があまり経過していないなどの理由のため、組織基盤がぜい弱な広域地域組織では、組織基盤を固める取組（地域イベントの主催など）をまず優先的に実施しているケースが極めて多かった。その際、本来目指すべき、「総合性」を実現あるいは発揮するための新たな取組は、当面は「先送り」にするという、いわば「先送り原則」に流されるきらいが認められる⁽³⁾。

そのような「先送り原則」は、そもそも広域地域組織の持続性を確保するための1つの「知恵」でもあるので、それを一概に否定することはできない。しかし「先送り原則」によって、とりわけ、今直ちに取組を開始しなければならない、言い換えれば、将来に取組を開始しても手遅れとなるおそれの高い課題を安易に先送りしてしまうことは問題であり、少なくとも、取組の困難さを広域地域組織が取組を選択する際の唯一の基準や原則にすることは望ましくない。広域地域組織の持続性を確保するには、総合性を発揮することを念頭においた中長期的な活動展望を策定することが望ましく、遠い将来の目標を実現するために現在やらなければいけないことを明確化させ、実行することを意識しなければならないと指摘できる⁽⁴⁾。

3) 地域づくり支援事業の課題

もう1つの課題は、地域づくりを支援する行政組織部内における問題ないし限界である。「総合性」を発揮するには農林業、生活、福祉、文化、教育といった複数の分野が有機的に連関ないし結合することが必要だが、これらの分野を所管している国や県、市町村といった行政組織はすでに高度な専門化ないし分業化が進んでいる。そのため、地域づくり支援の事業での「総合化」は、事実上、各部局が所管する事業を束ねるだけにとどまらざるを得なくなっていると考えられる。

その現実的な解決策の1つとして、熊本県や長野県でみられたような、取組の初期段階で使える事業と、ある程度取組が進んだ段階で使える事業をそれぞれ整備することがあげられる。前者の事業は専門性を弱め、より事業内容の総合性や汎用性、資金の使い勝手の良さなどを重視し、後者の事業は各分野を専門とする部課が対応することにすればよい。それでも、行政の部局間連携が必要であることはいうまでもないが、広域地域組織の設立段階などにおいて行う事業については、事業の対象や条件などについて、総合性や汎用性の高い事業を用意することが望ましいと思われる。

(2) 今後の研究課題

本研究では、熊本、和歌山、長野の3県による地域支援政策と、3県における広域地域組織の現地事例調査から、広域地域組織の現状と課題について検討を行った。本研究では、特に広域地域組織の総合性の発揮という点に着目し、その実現に向けた課題をいくつか指摘した。その点を踏まえ、今後の研究課題として指摘されるのは以下の3点である。

①地域農林業組織と広域地域組織の一体性の確保と推進に向けた方策の検討

②人材の確保と育成の推進に向けた方策の検討

③地域の総合性の発揮を担う広域地域組織の育成に向けた課題の検討

①については、現地調査結果で明らかにしたように、農業関係組織と新たに設立された広域地域組織は連携しながらも、様々な理由から、地域の総合性を発揮しうるような十分な一体性を有しているとまではいえなかった。他方、本研究では主に自治組織等が連合した広域地域組織へのアプローチが中心であったので、集落営農組織や中山間地域等直接支払の集落協定組織、さらにいえば、森林組合などの林業組織も含めた「地域農林業組織」からのアプローチは不十分であった。しかし両者の一体性をいかに確保するのかという観点からいえば、今後は地域農林業を担う様々な組織から、広域地域組織の形成におけるその役割や機能、さらに広域地域組織との連携可能性などを広く検討する必要がある。

②については、広域地域組織による様々な諸活動は、最終的には地域の持続性確保に集約化される。人材の確保と育成は、地域の持続性に直結する課題であり、最も重要かつ困難な課題である。内部人材と外部人材のそれぞれ果たす役割分担、広域地域組織が人材確保に対して優位な点や対応困難と思われる点などがより深く検討される必要がある。

③については、以上の①と②の課題について、広域地域組織による課題の克服にむけた政策的支援等のあり方、とりわけ市町村、都道府県、そして国レベルでどのような対応や支援が必要なのか、あるいは、農協やNPOといった民間組織が広域地域組織にどのように関与することが望ましいのかといった論点をさらに検討するため、現状における地域づくり支援施策等の分析をさらに進める必要がある。

注1 2015年度における和歌山県の集落協定の交付面積のうち、体制整備単価は前年度比▲32.7%の減少であったが、基礎単価は23.7%の増加であった。また集落協定数のうち、体制整備単価は前年度比▲34.5%の減少であったが、基礎単価は5.3%の増加であった。

2 農林水産政策研究所（2015、第5章）では、民間組織による支援の分析から、広域地域組織の持続的な取組を促す上で、支援組織によるコミットメントの重要性を指摘した。この点については、支援組織が民間でも自治体であっても基本的には同じであり、広域地域組織にとって、いつまで、どのような支援を得られるのかを見通せることは、さまざまな面でメリットをもたらすことが期待される。

3 行動経済学における「双曲割引モデル」によれば、価値を評価する主観的な割引率は時間と共に低下していき、近い将来の割引率は特に大きく、遠い将来の割引率は極めて小さい。価値の割引率の高い近い将来に実現する価値は今すぐ実現した方が良いので、人はその実現に対して「せっかち」になりやすい。逆に、遠い将来に実現する価値の割引率は低いので、人はその実現に対して「のんびり」になりやすく、その実行を先送りにしやすくなる。こうした双曲割引モデルが当てはまる事例は人間行動の様々な場面でみられる。例えば、子どもの夏休みの宿題の提出は夏休みが終了してからであり、価値の割引率は低いので、その実現を待つことができる。こうしたことから、夏休みの最初は宿題を後回しにして遊んでばかりいる。しかし夏休みの終わりが近くなると、宿題の価値の割引率が十分に高くなるので、慌てて宿題をはじめるといふ子どもの行動は双曲割引モデルに該当する例といえる。広域地域組織でいえば、将来の実現を目指すとした目標ほど価値の割引率が低いため、それが地域にとって極めて重要な課題であっても、その実行は先送りにされやすくなるといえる。双曲割引の概念については、エインズリー著、山形訳（2006）を参照。

4 山口県の手づくり自治区では、「夢プラン」と呼ばれる地域の将来の姿や目標とすることを住民同士の話し合いの結果などにに基づき各手づくり自治区が自ら策定することを推奨している。福田（2017）を参照。

〔引用文献〕

エインズリー、ジョージ著、山形浩生訳（2006）『誘惑される意思』、NTT出版。

農林水産省農林水産政策研究所（2009）『中山間地域における集落間連携の現状と課題—中山間地域等直接支払での複数集落1協定に着目して—』、行政対応特別研究〔集落間連携〕研究資料。

農林水産省農林水産政策研究所（2015）『農村の再生・活性化に向けた新たな取組の現状と課題—平成24～26年度「農村集落の維持・再生に関する研究」報告書—』、農村再生プロジェクト〔集落再生〕研究資料。

福田竜一（2017）「地域再生を担う集落連携型地域組織の現状分析—山口県「手づくり自治区」を対象として—」『農林水産政策研究』第26号。